2026 年 11 月 27 日

各　位

会　社　名　株式会社ウェルディッシュ
代 表 者 名　代表取締役社長　野曽原　浩治
（コード番号 2901 東証スタンダード）
問 合 せ 先　管理本部 IR 係(電話 03-6262-3381)

2026 年 8 月期有価証券報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ

当社は、2026 年 11 月 30 日が法定提出期限である第 70 期（2026 年 8 月期）有価証券報告書につきまして、提出期限までに提出することが困難となる可能性があることから、提出期限の延長申請を検討しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

記

１．有価証券報告書提出期限の延長申請の検討について

当社は、2026 年 8 月 4 日付「独立調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」及び 2026 年 8 月 10 日付「独立調査委員会の最終調査報告書の公表に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、独立調査委員会による調査報告書を受領・公表いたしました。

当社では、当該調査報告書の内容を踏まえ、過年度及び当事業年度における会計処理等について確認・検証を進めております。その結果、過年度決算について訂正が必要であると認識しており、現在、訂正に向けた作業を進めるとともに、当該訂正等が当事業年度の決算数値に及ぼす影響についても精査しております。

また、当社は、2026 年 9 月 24 日付「一時会計監査人の選任に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、一時会計監査人を選任し、過年度決算の訂正に係る監査手続及び 2026 年 8 月期の会計監査を進めております。

このような状況において、当社は、過年度決算の訂正に向けた確認・検証及び訂正作業、並びにこれらに係る一時会計監査人の監査手続等に相応の時間を要しており、2026 年 8 月期第 3 四半期決算短信及び通期決算短信についても未開示となっております。また、下記の重要な会計上の論点について、追加監査手続きが必要であるとの一時会計監査人の判断が示されました。

（１） 株式交換の会計処理（逆取得）

2025 年 12 月 11 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社 IMG ホールディングス（現・株式会社ミライフ）を株式交換完全子会社とする株式交換について、当該株式交換は「企業結合に関する会計基準」第 18 項及び第 20 項に照らし、ミライフを取得企業、当社を被取得企業とする逆取得に該当する。

（２） 関連当事者取引の網羅性

当社は、2026 年 4 月 22 日に独立調査委員会を設置し、同委員会は 2026 年 8 月 3 日に最終報告書を提出しており、一時会計監査人は、同報告書及び就任後に実施した手続により、当社グループと IMG グループの関係者（法人、個人及び投資事業有限責任組合）との間で、取引等が行われていることを識別しております。

これらを含む IMG グループの関係者との取引に関し、第 68 期の半期報告書及び有価証券報告書、第 69 期の有価証券報告書並びに第 70 期の半期報告書に含まれる連結財務諸表等には重要な虚偽記載があり、当社は訂正報告書の提出に向けて作業を進めている。

IMG グループの関係者は多数の法人及び個人に及ぶため、関連当事者の範囲の特定及び関連当事者取引の網羅的な把握は、現時点で完了しておらず、関連当事者取引の網羅性が確認できない場合、収益の実在性及び表示区分、関連当事者注記並びに偶発債務の注記に重要な虚偽表示が残る可能性がある。

（３） ミライフの財務諸表の監査の過程で識別した事項

一時会計監査人は、ミライフの仮決算に基づく財務諸表の監査の過程で、ミライフが、IMG グループの関係者である同一の法人に対し、2025 年 9 月 29 日に子会社 3 社の株式を、同年 11 月 10 日に土地及び建物等を譲渡していることを識別した。一時会計監査人は、これらの取引について、次の事項に対する追加的な監査手続が必要であると判断している。

① 株式及び固定資産の譲渡価額の妥当性について、検証が必要であること。上記の譲渡は、いずれも関連当事者に該当する可能性のある者との取引であり、子会社株式は帳簿価額と同額で譲渡されている。一時会計監査人は、譲渡価額の決定の経緯及び算定根拠並びに譲渡代金の決済に係る資金の流れの検討を完了していない。

② 連結の範囲について、慎重な検討が必要であること。当社は、ミライフが上記の株式の譲渡の日以降、連結子会社を有していないものとしている。しかし、譲渡先は IMG グループの関係者である法人であり、譲渡後も、ミライフによる当該子会社に対する貸付及び当該子会社の借入金等に対する債務保証が継続していた。「連結財務諸表に関する会計基準」第 7 項は、自己の計算において議決権を所有していない場合であっても、緊密な関係のある者が所有する議決権と合わせて他の企業の議決権の過半数を占め、かつ、資金調達額の総額の過半について融資（債務の保証を含む。）を行っていること等の要件に該当するときは、当該他の企業が子会社に該当するものとしている。このため、当該 3 社が譲渡後も子会社に該当し、連結の範囲に含まれるか否かを検討する必要がある。

当該 3 社が連結の範囲に含まれると判断される場合、本有価証券報告書に含まれる連結財務諸表の基礎となる取得企業の財務諸表は、ミライフ単体の財務諸表ではな

く、当該３社を含むミライフの連結財務諸表となる。また、譲渡価額の検証の結果によっては、譲渡に係る損益の計上額及び関連当事者注記の記載に影響が生じる。したがって、これらの事項は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。

（４） 本有価証券報告書への影響

本有価証券報告書に含まれる連結財務諸表は、上記(1)により、その基礎となる財務諸表、取得原価及びのれんが半期報告書から大きく変わる。また、上記(2)により、関連当事者取引の網羅性が確認されるまで、収益及び注記の適正性を判断できない。加えて、上記(3)の検討が完了するまで、連結財務諸表の基礎となるミライフの財務諸表の範囲及び譲渡に係る損益の計上額を確定できない。一時会計監査人は、これらに対する追加的な監査手続を完了しない限り、本有価証券報告書に係る監査報告書を提出することができないとしております。

以上から、一時会計監査人としては、当社の連結財務諸表に重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬（上記(1)）及び不正による重要な虚偽の表示の疑義（上記(2)）が識別され、上記(3)の事項を含め、追加的な監査手続が必要なため、法定提出期限までに監査報告書を提出できないことを、提出期限の延長もやむを得ないと考える重要な事項として認識しており、また、上記(2)のとおり、過去に提出した有価証券報告書等に重要な虚偽記載が発見されており、本有価証券報告書の期首残高等を確定するために必要な過年度の連結財務諸表の訂正が法定提出期限までに完了しない旨が示されております。

そのため、2026 年 11 月 30 日の法定提出期限までに監査報告書を受領し、有価証券報告書を提出することが困難となる可能性があると判断しております。

以上の状況を踏まえ、当社は、金融商品取引法第 24 条第１項に定める有価証券報告書の提出期限について、関東財務局長に対する延長承認申請を行うことを検討しております。

２．今後の見通し

当社は、過年度決算の訂正に係る確認・検証及び訂正作業を進めるとともに、一時会計監査人による監査手続を進め、2026 年８月期の決算内容の確定に努めてまいります。

有価証券報告書の提出期限延長申請に係る今後の方針及び申請を行う場合の延長後の提出期限等につきましては、関係各所との協議・確認を踏まえ、決定次第、速やかにお知らせいたします。

また、2026 年８月期第３四半期決算短信及び通期決算短信につきましても、開示時期が確定次第、速やかにお知らせいたします。

以上